

令和4年第1回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和4年 3月 9日(水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第 2号	令和3年度秩父別町一般会計補正予算(第8号)について	7
6	議案第 3号	令和3年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	9
7	議案第 4号	令和3年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	10
8	議案第 5号	令和3年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	10
9	議案第 6号	令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	11
10	議案第 7号	令和3年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について	12
11		令和4年度秩父別町行政執行方針	別掲
12		令和4年度秩父別町教育行政執行方針	別掲
13		一般質問	15
14	議案第 8号	町特別職の給与に関する特例条例の設定について	23
15	議案第 9号	秩父別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について	23
16	議案第10号	秩父別町行政財産使用料条例の設定について	26
17	議案第11号	秩父別町公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について	29
18	議案第12号	秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について	29
19	議案第13号	秩父別町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	31
20	議案第14号	秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	31
21	議案第15号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	31
22	議案第16号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の設定について	33
23	議案第17号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	34
24	議案第18号	令和4年度秩父別町一般会計予算について	37
25	議案第19号	令和4年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	37
26	議案第20号	令和4年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	37

27	議案第21号	令和4年度秩父別町介護保険特別会計予算について	37
28	議案第22号	令和4年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について	37
29	議案第23号	令和4年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	37

令和4年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和4年3月9日(水曜日)
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 3月9日 午前10時00分

出席議員(9名)

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員(なし)

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	永峰敏幸君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	宮武幸充君
住民課長	竹内剛君	企画課長	早川聡君
建設課長	中野慎司君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	藤岡和正君		

欠席説明員(なし)

出席職員

事務局長

書記

笹木雄介君

池川湧都君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

1 番

2 番

前田力男君

金子利生君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和4年第1回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番 前田力男君、2番 金子利生君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月11日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から3月11日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第2号から第26号までの25件がございます。次に発議が2件ございます。

また、議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがご

ございます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、監査委員から、指定管理者並びに指定管理施設の監査結果及び2月と3月に実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。

写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただき誠に有難うございます。

1月13日の第1回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

始めに、新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応について、ご報告申し上げます。

感染力の強いオミクロン株の出現により、年明け後全国で感染が急拡大したため、北海道は1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措置区域に指定されました。

しかし、その後も新規感染者数が1日2,000人を超える日が続くなど高い水準で推移し、病床使用率も増加傾向にあることから、3月6日まで期間が延長されましたが、依然として医療のひっ迫が懸念される状況が続いているため、道内全域で3月21日まで再延長されました。

北空知管内におきましても、1月第1週から感染者が増加し始めたため、1月7日から町内公共施設の利用を町民に限定する対応としたところであ

ります。

本町での感染状況は、昨年8月の1名に加え、1月に3名、2月に4名、3月は現在判明している方で、10名の感染が確認されております。

また、小学生の感染が増えてきたため、3月7日から11日まで小学校を休校としたところであります。

現在の感染が急拡大している状況では、いつ、誰が感染してもおかしくない状況であります。

議員を始め、町民の皆様には、感染者の詮索、差別・偏見や誹謗中傷等をする事のないよう心からお願いするとともに、マスクの着用や手洗い・消毒などの基本的な感染予防対策の一層の徹底をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルス・ワクチンの3回目の接種についてですが、町立診療所において1月14日から介護施設等の入居者、医療・介護従事者の接種を開始し、1月17日からは65歳以上の方に対する個別接種を実施しております。

また、18歳以上64歳以下の方々の接種につきましては、2月21日から予約を受け付け、3月12日から2回の集団接種と個別接種を実施することとしております。

なお、3月7日現在の65歳以上の方の接種率は85.1パーセントとなっております。

今後も感染拡大の状況を注視するとともに、国や北海道との連携を図り、感染拡大防止に向け取り組んでまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する秩父別町の対応についての報告とさせていただきます。

次に、職員の動静について、ご報告申し上げます。

最初に、職員の退職について申し上げます。

昨年12月31日をもちまして、教育委員会の五十嵐主事が退職いたしました。

五十嵐主事は、昨年7月に本町に奉職されました。

行政での勤務経験をお持ちの方であり、活躍を期待しておりましたが、体調を崩され療養に専念したいとの申し出でありましたので、止む無く退職を承認したところであります。

また、この3月31日をもちまして、総務課の永峰課長が定年を迎える

とともに、住民課の齋藤主幹が退職いたします。

永峰課長は、昭和55年3月に秩父別高等学校を卒業され、同年4月に本町に奉職されました。

福祉、総務、企画、教育、産業と多くの部署で活躍され、平成19年に出納室長として管理職に登用された後、議会事務局長、建設課長、総務課長の要職を歴任されました。

非常に真面目で几帳面な性格で、堅実かつ適切な事務対応に心がけて来られました。

4月からは、再任用職員として引き続き勤務いただくこととしております。

次に齋藤主幹でありますけれども、昭和63年3月に北海道立旭川高等看護学院を卒業され、同年4月に本町に保健師として奉職されました。

平成24年に住民課主幹として管理職に登用され、住民福祉グループ長、地域包括支援センター長の要職を歴任されました。

優しく丁寧な対応で町民の皆さんからの信頼も厚く、介護保険事業の要として活躍されていただけに大変残念ではありますが、本人の意志が固く止む無く退職を承認したところであります。

齋藤さんの今後のご健康とご多幸をお祈り申し上げるところでございます。

次に、職員の新規採用について申し上げます。

本年度は、一般事務職4名と保健師1名の合わせて5名を採用いたします。

一般事務職は、江別市出身で北海道教育大学札幌校卒業の北 俊紀さん、深川市出身で室蘭工業大学卒業の古澤駿騎さん、同じく深川市出身で深川西高等学校卒業の霜山亮太さん、同じく深川市出身で拓殖大学北海道短期大学卒業の小林憲治さんの4名であります。

また、旭川市出身で、北海道立旭川高等看護学院をこの3月に卒業される水島 彩さんを、保健師として採用いたします。

5名とも職員採用試験に優秀な成績で合格した方であり、大いにご期待を申し上げます。

また、昨年12月1日付けで伊達市出身の木村優月さんを、地域おこし協力隊として採用いたしました。

木村さんは、現在、農産物加工センターで利用者の指導などに従事をしておりますが、今後は、トマトの栽培やジュースの製造などにも携わっていただくこととしております。

次に、職員の派遣について申し上げます。

この4月から、産業課の片山係長を北海道後期高齢者医療広域連合に、同じく産業課の石井主事を公益財団法人北海道市町村振興協会に、それぞれ2年間派遣いたします。

お二人の活躍をお祈りするところであります。

また、昨年から1年間、北海道空知総合振興局に派遣しておりました山本主事補が、研修を終えて戻ってまいります。

山本主事補には、派遣期間中に培われた経験や人脈を活かして、今後、大いに活躍されますよう期待をいたしております。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。有難うございました。

議 長（寺迫君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（小林君）

最初に、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について申し上げます。

本調査は、国が全国的な児童生徒の体力・運動能力、運動習慣や生活習慣等を把握・分析するため、平成20年度から小学5年生と中学2年生を対象に50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げなど8種目の実技調査と質問紙調査により、昨年4月から7月に実施したものであります。

本町の状況につきましては、体力テストの成績を合計した総合得点で見ますと、小学校の男子は全国平均を5.1点上回りましたが、残念ながら小学校の女子と中学校の男女は全国平均をわずかに下回りました。

また種目別では、小学校では8種目中、男子がソフトボール投げと反復横跳び、立ち幅跳びなどの7種目で、女子は反復横跳びと立ち幅跳び、上体起こしの3種目で全国平均を上回りました。

中学校では、男子が握力と長座体前屈、ハンドボール投げなどの4種目

で、女子はハンドボール投げと反復横跳びの2種目で全国平均を上回りました。

また、質問紙調査のうち「運動やスポーツをすることが好きか」という問いに対する回答では、「好き」と「やや好き」を合わせると小学生男子は90パーセント、女子は83.3パーセント、中学校男子は100パーセント、女子は50パーセントという結果でした。

全国平均と比較しますと、中学校女子以外は若干上回っているか、ほぼ同程度という状況でした。

教育委員会といたしましては、今回の結果を踏まえ、新型コロナウイルスの感染状況に応じた適切な体育の授業を実施するとともに、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら児童生徒の運動や健康の関心を高めていきたいと考えております。

なお、本調査の結果につきましては、学力の調査同様に、本調査により測定できる体力は特定の一部であることや、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を合わせて示すなど、序列化や過度な競争をあおらないという配慮を十分した上で、数値を公表したいと考えております。

学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます、令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の報告といたします。

次に、3月1日現在における令和4年度4月からの児童生徒数、小・中学校の学級編成状況についてご報告申し上げます。

まず小学校の全児童数は、今年度と比較して9名増の109名で、このうち普通学級の在籍予定児童数は1年生が17名、2年生20名、3年生19名、4年生19名、5年生が8名、6年生が18名になります。

また、特別支援学級は知的、情緒、言語の8名の3学級になりますので、全学級数は今年度同様9学級編成となります。

次に、教職員数ですが、校長・教頭を含め教諭13名、養護教諭と事務職員がそれぞれ1名の計15名が配置される予定であります。

一方、中学校ですが、普通学級の在籍予定生徒数は1年生が9名、2年生が21名、3年生が9名となり、全生徒数は前年度と比較し8名減の計39名となります。

また、全学級数ですが、新年度は特別支援学級の在籍予定生徒がいなく

なりますので、1学級減の3学級編制となります。

次に、教職員数ですが、特別支援学級の担任がいなくなるため、1名減の9名配置となる予定であります。

以上申し上げまして、教育行政報告といたします。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 議案第2号「令和3年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第5、議案第2号「令和3年度秩父別町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第2号に対しての質疑を行います。 金子君。

2 番（金子君）

ちょっと聞き取れなかったもので、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども。

13ページ、歳入の13ページ。雑入でございますが、いきいきふるさと推進事業、課長説明していただいたと思うのだけれど、ちょっと聞き取れなかったのもう1度お願いしたいのですけれども。

具体的にどういった事業をやった事に対する助成金なのかお伺いしたいと思います。

議 長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

いきいきふるさと推進事業につきましては、企画課が所管しておりますので、私の方からご説明をさせていただきます。

ベルパークちっぷべつのPR事業を主にしてございます。PR資材の配布、そしてPR広報、じゃらん等雑誌の掲載、さらにPRパンフレットの作成を行ってございます。以上です。

2 番（金子君）

わかりました。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

11ページ、教育費国庫補助金の中ですね、学校保健特別対策事業費補助金。ちょっと聞き慣れない補助金だったものですから。

ちょっと内容を教えていただけますか。

議 長（寺迫君）

教育次長。

教育次長（塩地君）

学校保健特別対策事業費補助金でございますけれども、主にですね、新型コロナウイルスに対応したですね、物品等に対する補助となっております。

上限がですね、1個90万円で2分の1という事で45万円の金額で上限となっております。

今回消耗品ですね、こちらの方を計上させていただいてございますけれども、日常使います消毒用のアルコールだったり、ペーパータオルだったり日常の感染対策用品の他にですね、今回抗原キット。こちらの方をですね、児童生徒分、また教職員分もですね、購入を検討いたしまして、行事だったり、全体の活動を行う上での判断の材料としていただきたいと思います。

います。以上でございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

（日程第6 議案第3号「令和3年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第6、議案第3号「令和3年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第3号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

(日程第7 議案第4号「令和3年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第7、議案第4号「令和3年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第5号「令和3年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」)

議 長（寺迫君）

日程第8、議案第5号「令和3年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第9 議案第6号「令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第9、議案第6号「令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第6号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

最後のページ、9ページ。汚泥搬送車の事で1点ちょっとお伺いいたしますけれども。

コンポスト撤去による汚泥搬送が必要になるという事なのですけれども、現時点です、汚泥搬送を運行とっていいのか、この運送に携わる方法というか、やり方がもし決まっていれば答弁をいただきたいと思います。

議 長（寺迫君）

建設課長。

建設課長（中野君）

新年度予算の中でも提案させていただいておりますけれども、この汚泥搬送車の方法につきましては、外部委託を考えてございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第10 議案第7号「令和3年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について

て」)

議 長（寺迫君）

日程第10、議案第7号「令和3年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第7号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

メーター器の購入が減ったという事でございますけれども、減った理由というのを聞かせていただけますか。

議 長（寺迫君）

建設課長。

建設課長（中野君）

こちらも入札を執行してございますので、入札執行残の減額でございます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

数が減ったわけではなく、金額だけ減ったという事でよろしいですか。

議 長（寺迫君）

建設課長。

建設課長（中野君）

ご指摘の通りでございます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

午前11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時11分

再開をいたします。

（日程第11 令和4年度秩父別町行政執行方針）

議 長（寺迫君）

日程第11、町長から令和4年度秩父別町行政執行方針を伺います。

町長。

町 長（澁谷君）

別紙「令和4年度秩父別町行政執行方針」により朗読

(日程第12 令和4年度秩父別町教育行政執行方針)

議 長 (寺迫君)

日程第12、教育長から令和4年度秩父別町教育行政執行方針を伺います。

教育長。

教 育 長 (小林君)

別紙「令和4年度秩父別町教育行政執行方針」により朗読

議 長 (寺迫君)

午後1時10分まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時04分

再 開 午後 1時10分

再開をいたします。

(日程第13 一般質問)

議 長 (寺迫君)

日程第13、一般質問を行います。4番 岡崎君の発言を許します。
4番 岡崎君。

4 番 (岡崎君)

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず新年度からの成人式について教育長にお伺いをいたしたいと思います。

民法の改正によりまして、今年の4月1日から成年の年齢が20歳から18歳に引き下げとなることが決定しております。平成27年には選挙権が18歳に引き下げられました。NHKでの成人式に対する調査では、従来通り20歳を対象とする自治体と18歳にするという自治体が混在しているようであります。

今後の秩父別町の成人式対象年齢を18歳にするような考えがあるのか、従来通りの年齢にするのかをお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長（寺迫君）
教育長。

教 育 長（小林君）

岡崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

成人式につきましては、終戦後まもなく埼玉県蕨市で行われた「青年祭」をきっかけに、国が昭和23年に公布施行した祝日法により、1月15日を「成人の日」として指定したことから、各地で始まったそうであります。

成人式の時期や持ち方に関しては、法律によるきまりはなく、各自治体の判断で実施されるものと理解しておりますが、多くの自治体では、式の行われる年度内に満20歳となる方を祝う行事として1月上旬に実施され、本町におきましても本年まで同様に開催をしております。

議員のご質問にあります通り、本年4月からの民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることで、各自治体において、成人式の対象年齢をどうするかといった議論が広がっていると受け止めております。

例えば、18歳にした場合には選挙権を得る、自分で契約等を行えるなど大人になる意識づくりができるメリットがある一方、就職や受験の進路選択の時期と重なり成人式に出席しづらくなることや18歳から20歳までの方をどのように同時に成人式に参加させるのかといった問題などが生じてまいります。

また、従来通り20歳とした場合には進路選択の時期に重なることなく余裕をもって参加することができる一方、引き下げられた18歳とは違う年齢に成人式を実施するため、運営には課題が多いものと考えます。

本町では、これまで成年年齢引き下げに伴う成人式の利点や欠点、課題等について検証をしておりますが、今後も他の自治体の例を参考に近隣自治体の動静なども考慮しつつ、成人式に参加される方が満足し納得できる開催方法等について検討してまいります。

成人式は、これまで関わり育ててくれた方々に対する感謝と大人としての権利や義務、責任などを自覚する貴重な機会でもあります。

これからも人生の節目としてふさわしい式典となるよう運営に尽力してまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

大変有難うございます。私も色々ちょっと調べてみたのですが、秩父別町史、これによりますと昭和24年ですか、24年に第1回の成人式が行われたと。

今年が73回ということになっているかと思えます。それで成人の対象年齢というのは何回か色々な変更が今までにあった様でございまして、現在の学齢年齢っていうのですか、俗に言う同級生を対象とする様になったというのは昭和60年前後になったのではないかなというふうに私は理解いたしました。

今教育長がおっしゃったようにですね、18歳にするときの弊害、あるいは20歳にするときの弊害なり利点なりというのは色々あるかと思えます。

私が思うには、3月号の北海道広報にも出ておりましたけれども、4月1日からは18歳が成年になれば、当然いろんな売買契約であるとかいろんな契約が親の承諾なしに本人が出来るのだよという様なことになる様でございまして。

その場合に色々な詐欺等に気を付けてくださいという様なことが、北海道広報に載っておりましたけれども。

選挙権は当然今までについている、これでそんな形での成人、4月1日から18歳に完全に権利だとか義務だとかも下がるとしたならばですね、1～2年は別として毎年毎年何て言うのですか、18歳になったような人方っていうのは今の現在の意識と違ってですね、自分はもう大人なのだという様な意識が年々強まっていくのではないかと、民法が改正されない限り。

そうであればですね、18歳で成人式をしてあげるといいでしょうか、するのが妥当なのではないかなと私は思うのです。

そういう権利、義務、選挙権等がありながら20歳まで2年間程成人式というのが、自分が対象とならないというのは何となく違和感を感じる人が出てくるのではないかなというふうに私は思うのですね。

それで今の18歳から20歳、仮に変更した場合の19歳なり20歳になる人が1～2年はどうしても同時開催みたいといいましようか、その様なことはとらなきゃならないかもしれないかもしれませんが、成人というふうに民法上位置づけられた人が、それなりの意識を持たせる、持ってもらうためにはですね、18歳にする方が私はいいのではないかなというふうに思うところです。

今、先程教育長のご答弁では今後色々検討して決めていくという様な回答で18歳にするとか20歳にするとかっていう明確な回答ではなかったと思いますけれども、その辺もですね、含めてご検討いただければというふうに思うところでございます。

これ以上の答弁はいりませんけれども、そういうこともご検討していただければというふうにお問い合わせ申し上げまして質問を終わります。

それでは次に、中学校跡地の利用方法の検討について町長にお伺いいたします。

町長から令和4年度の「秩父別町行政執行方針」、教育長からは「令和4年度秩父別町教育行政執行方針」をお聴きいたしました。中学校に関して、庁舎内における「学校施設整備検討委員会」の検討結果を踏まえまして、令和5年に施設分離型の小中一貫校を、令和8年度に施設一体型の義務教育学校にすることとし、本年度は基本設計を実施するとの方針が示されたところでございます。

私がお聞きしたいのは移転した後の校舎、グラウンド等の利用方法であります。

聞くところによれば、校舎も体育館も耐震強度が満たされており、取り壊すとしてもそれに関しては補助金の対象にはならないというふうに伺っております。

しかしながら、取り壊さずに希望者がいれば売却するとか、取り壊した後に現在は手狭な認定こども園を移設するとか、グラウンドは稲穂団地の

ように分譲団地に造成するとか、またゼロカーボン社会に資する太陽光発電等の用地にする等の色々な方法があると思われま

す。新校舎は令和8年度の供用開始ですので、令和8年3月までには完成することになると思いますが、その時点までには新たな利用策を確定させておく必要があるというふうに思うのであります。

その為に、少なくとも庁内検討委員会での検討や更に少し幅を広げた検討委員会を立ち上げて、検討をすることが必要ではないかというふうに思います。

令和8年は町長や我々議会議員も現在の任期を終えておりますので、その時点のことを今は確約出来るものではありませんが、利用策の検討はそれまでに終えておくことが最善であると、必要であるというふうに思います。

現時点での検討の必要性、必要と考えるならば検討開始の時期、検討組織の有り方等をどのようにお考えかをお伺いいたします。よろしく願い

議長 長（寺迫君）
町長。

町長（澁谷君）

岡崎議員の質問にお答えをさせていただきますけれども。

中学校につきましては、建設から45年以上が経過し、毎年のように多額の費用をかけて修繕工事を実施しておりまして、なによりお子さんの学習環境として決して良好なものとはいえない現状を鑑み、本議会におきまして基本構想及び基本設計にかかる予算を上程しているところでございます。

この予算を議決いただきましてから事業が始まるものでありまして、言ってみればまだその緒についたばかりであるというふうに考えております。

従いまして、現在の中学校の跡地利用につきましてはまだ定まっていないというのが率直なところでございます。

勿論、いくつかの案は持ち合わせておりますけれども、まだ公表できる段階にはありませんし、私の私案を申し上げますと一人歩きしてしまうこ

ともありますので、ここでの発言は差し控えさせていただきます。

ただ、現在の中学校校舎を解体するには、最低でも1億円以上の費用がかかりますし、議員もご指摘のようにそれに対する財政的な助成はありませんので、全てを町の単費で賄わなければならないということでございます。

さらに、現在の校舎は耐震も含めまして耐力度調査では、全く問題がありませんので、何とかその一部でもですね、有効に活用できないかと考えているところでございます。

今ほど申し上げましたように、現在はほぼ白紙の状態でありますけれども、時期になりましたらですね、議員の皆さんをはじめ、多くの方からグラウンドも含めての活用方法について、ご意見やアイデアをいただきたいと思っておりますけれども、その内容如何によっては補助制度や有利な起債を活用できないかとも考えているところでございます。

また、その手法につきましては町民の皆さんを含めた検討委員会を設置するのか、さらには検討委員会を設置しないまでも、より多くの皆さんの意見やアイデアをお伺いする機会を設けるなど様々であるというふうに思っております。

新しい校舎が竣工するのは4年先でございますして、その時の財政状況ですとか、国の補助制度、あるいはより有利な起債についてしっかりと勉強していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

また、議員は跡地利用についての検討の必要性やさらにその時期、組織の有り方について問うておられますけれども、必要性については議員の質問にお答えするまでもなく、当然考えていかなければいけない課題であると認識をしております。

しかし、どの時点をもってですね、検討を開始する時期というふうに捉えるのか、さらに検討組織のようなものを立ち上げるのかといったことも全く決まっておられませんし、私はですね、新しい校舎、中学校が令和8年3月に完成しますけれども、何が何でもその時までには利活用の方法を決めなきゃいけないというふうには私は少なくとも考えておりませんので、勿論それまでに決めることがベターではあると思っておりますけれども、果たしてそれがベストなのかっていうとちょっと言い難いのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、今ほど申し上げました様に検討組織を立ち上げ、職員の意見や町民の皆さんのご意見やアイデアを伺うことは大変有意義であるというふうに思っておりますけれども、さらにより広い視野を持ってですね、町の将来を俯瞰しながらですね、決定してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

大変有難うございます。まだ時期が早いのではないかというふうに、そういうご答弁であったというふうに理解をしたのですけれども、間違っていればお許しいただきたいと思えます。

令和8年度までに後の方策が決まっていないということは、うちの町の中心地にある学校なのですよね。

そうすると、令和8年度にはもうあそこの学校が中学校としては使われていない。その後の利用策等も決まっていなければですね、それから検討したのでは、あそこの間が新しく検討策が見つかって、それに対する何かの施策を行ったとすれば、何年間か何にも使われない、俗に言う廃屋みたいな形でぶん投げられるという様な形になってしまうのではないかと、黙っていればですね。

ですから、令和8年度までには次の方策を財政的な面から、それから景観的なことから、あるいは地域の活性化を含めた点からですね、移転と同時に次の利用策といいたいでしょうか、それが決まっていることが町にとっても地域にとっても非常に必要じゃないかなというふうに思うところでございます。

先程お話しました通り、町長も我々議員ももう1年を任期を残すだけで、その後のことをですね、どうするこうすると今ここでは言えないかもしれませんが、検討することは決して無駄ではないと思えますし、その方が後々うちの町のためにもいいのではないかと、出来るだけ早く次の利用策を決定しておく必要があると私は考えているところでございます。

そういうことも含めてですね、出来るだけ早く検討を始められることを

お願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

おっしゃることはごもっともだと思っておりますし、決して検討を始めることはやぶさかではないと思っておりますけれど、ただ、今ほど申し上げましたとおり、令和8年度というのは岡崎議員もおっしゃった様に私も皆さんも来年で任期終わるわけございまして、その者がですね、検討を始めた時に、こうしようという案を出した時に、次になった町長がそれをスパッとやめたと言わずらい雰囲気もあるものですから。

検討を始めるのは結構ですけれども、どんなことにしていこうというのは本当に慎重にですね、そしてまたこれだけの世の中が早く動いている中で、例えば岡崎さん言われました様に太陽光ですか、それにしても何かの補助制度が出来てくるかもしれないし、いろんなことが出てくると思っておりますので。

私はこの検討に勿論頭にはいくつか持っておりますけれども、本当にしっかりした検討を始めるのは来年の新たな体制になってからやっていただきたいというふうに思っているところございまして、決して早めに決めることに異論があるわけではないというところをご理解いただきたいと思います。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

町長のおっしゃることごもっともでございます。私は今すぐ始めろよというふうに言っているのではなく、町長が次の指導者の方に委ねる様な方向で検討を進めていきたいのだというふうにおっしゃったのかなと思っておりますけれど、私もそれでいいかと思っておりますけれども、令和8年度の段階では何もまだ検討もされていないと、ただ生徒がいなくなり、あそこが廃墟と

は言いませんけれども、利用価値もない、どうしていいか分からない様な状態にだけはならない様に事前に検討していただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（寺迫君）

以上で、岡崎君の質問を終わります。

（日程第14 議案第8号「町特別職の給与に関する特例条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第14、議案第8号「町特別職の給与に関する特例条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第8号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

（日程第15 議案第9号「秩父別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第15、議案第9号「秩父別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第9号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

議案第9号について、ちょっと質問をさせていただきます。

平成17年ですか、地方自治法改正されまして、今回本町が新たに条例を設定するという事でございます。

内容に、地方自治法の改正を見るとですね、大変この条例を設定する事に対して、安定的に契約できる、合理的である。

そうでなければ、継続が適当な案件もですね、毎回毎回契約をしなきゃいけない、見積もりをいただかなきゃいけない、随意契約をしなきゃいけないっていう事でこれを適用することによって事務が煩雑にならないっていう事が分かる訳でございますが、反対にですね、これをちょっと勉強というか、調べさせていただくと、拡大解釈によって指定管理に対してもこの条例が適用される、出来るというふうに書いてありますが、その辺の認識はいかがでしょうか。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（永峰君）

今、金子議員のご指摘、私も少し調べさせていただきましたが、全国に1,700程ある自治体の中では、少しこの条例の、設置している自治体

の中で、この条例を拡大解釈して、本来指定管理制度による様なものを行っているところがある様でございます。

本町の場合、この条例は自治法が改正された当時、国から出ております通知に準拠した内容となっておりますし、指定管理になりますと第2条の管理業務を超えてですね、その施設の運営という部分が入ってまいりますので、当然この条例の対象にはならないというふうに考えておるところでございます。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

第2条を拝見するとですねちょっと、もし指定管理をここに入れるとしたら、ちょっと無理があるのかなっていうふうに私も読み取れるのは読み取れるのですけれども。

今課長がおっしゃったように、他の自治体ではですね、拡大解釈をしてずいぶん監査請求もあってですね、いろいろ問題になっているという事でございますので、今ここで議事録残るからいいのですけれども、担当の方がですね、これ出来るのじゃないかという事で。我々もいつまでも生きていく訳でもないですし、いつまでも今の職がある訳じゃないのですけれども、そういう事を文章にっていうかですね、要綱とか何かに定めておいた方が、事務が間違いなく進むのではないかと思います。

ちなみにですね、隣の町ではですね、事務要綱かな、事務取扱要領っていうのを定めてまして、その中で別表としてですね、どういう内容のやつがこの条例を適用出来るかという事で定めております。

ぜひですね、今後の事も考慮してですね事務取扱要領を定めてはいかがかと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（永峰君）

今、議員からご提案のありました件でございますが、この条例担当者によって考え方がずれたりする事も心配されますので、この条例の制定議決いただきましたら、これらの取り扱いについて、それを要領にするのか通知にするのかその辺はこれから検討させていただきますが、この条例が適切に運用される様な仕組みを作ってまいりたいというふうに考えております。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

（日程第16 議案第10号「秩父別町行政財産使用料条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第16、議案第10号「秩父別町行政財産使用料条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第10号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

議案第10号に対して2、3質問をさせていただきます。

まず、目的外使用というふうに説明にありますけれども、想定される案件ありましたら答弁をお願いします。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（永峰君）

目的外使用の事例でございますが、現在は条例がございませんので、私法上の契約の扱いで貸し付けをしております。工事現場の事務所の設置、それとか昨年この庁舎の屋上、ちょうど議場の上になりますけれども、ウェザーニューズ社のレーダー観測装置、そういったものがこの条例の適用の対象になるというふうに考えております。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

有難うございました。それでは中身について1点だけちょっと教えてください。

第2条第1項か、第2号料金のというか使用料の算出について書いてありますけれども、それぞれア、イの適正な価格っていうのはどの様に徹底するか答弁をお願いします。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（永峰君）

この条例で適正な価格により設定するという事でございますが、この趣旨は貸し付けに当たり、特別高額な料金を徴収しようとしたり、特別安く

貸し付けようとしたり、そういう恣意的な事を防ぐという意味合いで適正な価格というふうに設定をしております、適正な価格何を拠り所にするかという事になりますが、町有地の場合固定資産の評価がされておられませんので、例えば土地の場合であれば同じ近傍同種の土地の評価額、それらが基準になるというふうに考えております。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

固定資産の評価額とですね、実勢売買価格っていうか、それはちょっと大分違うと思うのですよね。だからそれが適正な価格になりますかね。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（永峰君）

本来であればその貸し付ける土地に対して土地家屋調査士の不動産の鑑定をやれば1番間違いないのですが、わずかな貸し付け収入を得るのに大変な費用がかかるという様な事がありまして、基本的には同種の貸し付けがあればですね、その価格と固定資産の評価額それらを参考にして、設定をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

その通りだと思います。不動産鑑定士さんえらい高い料金を支払う事になるので、合理的じゃないという事はよくわかります。

ただ、固定資産の評価額はですね、我々町民にとっては大変有難くてですね、実勢価格より大分低い価格で固定資産税をお支払いさせていただいているという事もあります、あくまでも極力ですね実勢価格というか、

その近隣の賃貸価格というか、そういうのを出来るだけ反映させた使用料をいただく様な方向で取り進めていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）

3回を超えていますので、簡潔に質問の方をお願いしたいと思います。
答弁しますか。 総務課長。

総務課長（永峰君）

今、金子議員からご指摘をいただいた事も踏まえまして、適正な価格設定に努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

（日程第17 議案第11号「秩父別町公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について」）、

日程第18 議案第12号「秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について」

議 長（寺迫君）

日程第17、議案第11号「秩父別町公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について」、

日程第18、議案第12号「秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

以上2件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 産業課長。

産業課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

企画課長。

企画課長（早川君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第11号、議案第12号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 中西君。

6 番（中西君）

すいません、今提案されました中でゆう&ゆの付帯の公園というのはわかったのですが、それ以外の公園っていうのが今まで公園の関係で管理が草刈りだとかっていうのは委託していたと思うのですが、そういうものは今度町の普通の土地になる訳ですが、どの様にお考えなのかだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（永峰君）

廃止後の管理につきましては、令和4年度の予算の中にも計上させておりますが、地域への委託をやめて町が直接もしくは美装会社等に管理作業を委託する様な方向で管理する事としております。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第12号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

（日程第19 議案第13号「秩父別町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について）」、

日程第20 議案第14号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について）」、

日程第21 議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について）」

議 長（寺迫君）

日程第19、議案第13号「秩父別町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第20、議案第14号「秩父別町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第 2 1、議案第 1 5 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について」、

以上 3 件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第 1 3 号から議案第 1 5 号に対しての質疑に入ります。
質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 1 3 号は原案どおり決定することにご異議あ
りませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 3 号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 1 4 号は原案どおり決定することにご異議あ
りませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 4 号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 1 5 号は原案どおり決定することにご異議あ
りませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 5 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第22 議案第16号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長（寺迫君）

日程第22、議案第16号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第16号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

第4条を新たにですね、町長が特に必要があると認めるときと追加されているのですけれども、条例には町長が特に必要と認めるというのは多々利用というかあるのですけれども、今回わざわざ既存の条例にですね、これを付け加えたといった理由といたしますか、どういう事を何か想定して付けたのかどうかお伺いします。

議 長（寺迫君）

総務課長。

総務課長（永峰君）

第3号の追加の理由という事でございますが、この条例改正いたします時に近隣の同じ様な条例の設定状況などを参考にさせていただきまして、この部分が抜けているなという事がまず第1でございますが、仮に事例があるとすれば、第1号で地方公共団体が公共用に使う場合は減額、無償が出来るとなっておりますが、国の機関がそういう事をしたいとなった時には1号では適用になりませんので、第3号で事例があるとすれば国の機関が町有地を使いたい様な場合が想定されるものでございます。

2 番（金子君）
わかりました。

議 長（寺迫君）
他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第16号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

（日程第23 議案第17号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第23、議案第17号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第17号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子君。

2 番（金子君）

最初にですね、4ページの未就学児の被保険者均等割額の減額ですが、これは町長が執行方針で述べられたものでしょうか。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（竹内君）

議員おっしゃる通り執行方針でお話した内容でございます。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

1点だけちょっと確認ですけれど、この部分で限度額オーバーになった方はこの恩恵を受けられないのでしょうか。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（竹内君）

賦課限度額の超過した方という事かと思えますけれども、保険料の限度額を超えた方の取り扱いという事かと思えますけれども、それらも減免、半額の均等割を計算して賦課額を決定しますので、それを超えた分が限度額を超えていれば65万円ですとか20万円の対象になってきます。

当然算定の中では5割の軽減した中で計算していきますので、それを超えた額が限度額を超えれば限度額までの賦課額となるということです。

議 長（寺迫君）
金子君。

2 番（金子君）

申し訳ない、限度額例えば10万も20万も超えている方いらっしゃる

ますよね、農家の方で。

そういう方は例えば対象となるお子さんが1人か2人いても恩恵受けられないのではないの。

議 長（寺迫君）
住民課長。

住民課長（竹内君）

限度額を超える前の算定として、均等割・平等割・所得割の金額をそれぞれ出していきます。

この中で5割の軽減は均等割で算定する時に5割軽減しますので、それを積み上げて65万、20万、17万を超えた方については、そこまでしか賦課されないという事になります。

議 長（寺迫君）
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時09分

再開をいたします。

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第17号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

(日程第24 議案第18号「令和4年度秩父別町一般会計予算について」、

日程第25 議案第19号「令和4年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、

日程第26 議案第20号「令和4年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、

日程第27 議案第21号「令和4年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、

日程第28 議案第22号「令和4年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、

日程第29 議案第23号「令和4年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」)

議長（寺迫君）

日程第24、議案第18号「令和4年度秩父別町一般会計予算について」、

日程第25、議案第19号「令和4年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、

日程第26、議案第20号「令和4年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、

日程第27、議案第21号「令和4年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、

日程第28、議案第22号「令和4年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、

日程第29、議案第23号「令和4年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」、

以上6件を一括議題といたします。

各会計の概要について説明を求めます。最初に一般会計予算について説明を願います。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、介護保険特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、農業集落排水事業特別会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第18号から議案第23号までの6件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにいたしたいと存じます。これにご異議ありま

せんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

(延会宣言)

議 長 (寺迫君)

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、3月10日午後4時30分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦労様でございました。

延 会 午後 2 時 1 6 分